

都市計画審議会における生産緑地地区の取り扱いについて

生産緑地地区に関する都市計画変更については、土地所有者もしくは営農者の死亡、故障による買取申出、または土地所有者から新規指定の申出に基づき、都市計画審議会（以下「審議会」という。）を2回開催（事前説明・諮問）し、ご審議いただいています。

審議会への付議は、都市計画変更の内容、理由が定型化していることから、生産緑地地区以外の他の審議案件があるときに併せて付議しており、審議会開催の間隔が長期間となった場合、都市計画変更までに不測の期間を要することがあります。

そのため、審議会における生産緑地地区については、買取申出及び新規指定に限り、都市計画変更までの期間を短縮化するため、「3 今後の取り扱い」のとおり、審議を2回（事前説明・諮問）から1回（諮問）に見直すことをご提案させていただきます。

1 都市計画手続きを短縮化する理由

（関係権利者の同意）

- ・ 権利者（土地所有者）からの申出に基づき、生産緑地の解除もしくは指定をしています。
- ・ 買取申出、新規指定とも、土地所有者に加えて利害関係人（小作人や抵当権者）がいれば、事前に同意の取得を義務付けています。

（関係機関との調整）

- ・ 買取申出の場合、審議会の開催までに十分な期間を設けて、関係機関へ買取意向の確認や営農者へ斡旋が行われており、事前に意向確認の手続きを行っています。

（その他）

- ・ 都市計画変更の可否については、一定の基準に基づいて判断を行っています。
- ・ 土地所有者からの申出内容や都市計画変更の内容、理由が定型化しています。

2 過去の法定縦覧

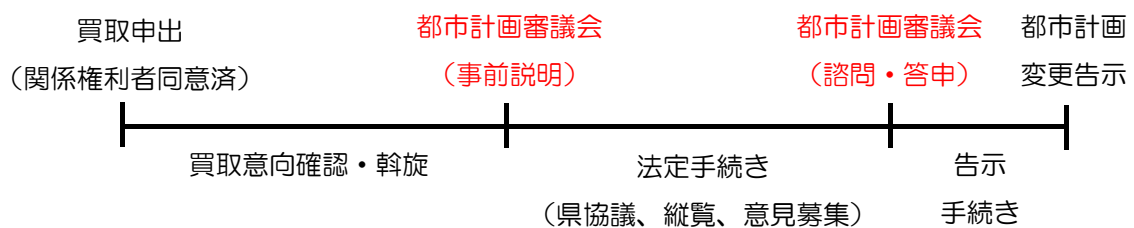
過去20年間の生産緑地の都市計画変更（全11件）について、法定縦覧（2週間）における縦覧者及び意見書の提出はありませんでした。

3 今後の取り扱い

■ これまでの取り扱い（審議会：2回開催）

土地所有者からの申出により、関係権利者及び関係機関と調整をして都市計画審議会にて事前説明を行ったのち、県協議、案縦覧、意見募集等の法定手続きをしたうえで、あらためて都市計画審議会にて諮問、答申をいただき、都市計画の変更告示を行っております。

事務手続きの流れ（買取申出の場合）



■ 今後の取り扱い（案）（審議会：1回開催）

土地所有者からの申出により、関係権利者及び関係機関と調整、県協議、案縦覧、意見募集を行ったうえで、都市計画審議会に諮問し、答申をいただき、都市計画の変更告示を行います。

ただし、買取申出や新規指定以外を理由とする都市計画変更に関しては、会長と協議のうえ、これまでのとおり都市計画審議会にて事前説明、諮問と計2回の付議をさせていただきます。

事務手続きの流れ（買取申出の場合）

